

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（昭和 55 年条約第 14 号）、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、農林水産省会計事務取扱規程（昭和 44 年農林省訓令第 9 号）、競争参加者選定事務取扱要領（平成 13 年 4 月 16 日付け 12 林国管第 73 号林野庁長官通知）、四国森林管理局競争契約入札心得（ホームページからダウンロードすること。）、本件調達に係る入札公告及び入札公示（以下「入札公告等」という。）のほか、四国森林管理局が発注する令和 8 年度複製基本図修正及び国有林野施業実施計画図製作に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

入札公告等のとおり。

2 入札の方法

入札公告のとおり。

3 競争参加資格

競争参加者に必要な資格は次のとおり。

- （1）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- （2）予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

- （3）令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」の「写真・製図」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている、四国地域の競争参加有資格者であること。

- （4）森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条又は国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日付け農林水産省訓令第 2 号）第 12 条に規定された森林計画に係る図面作成業務を完了した実績を有する者であること。

- （5）四国森林管理局長から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

4 競争参加資格に関する証明書等の提出等

(1) 上記資格を満たすことを証明するために、別添様式「競争参加資格証明書」を提出すること。

(2) その際、次の資料を添付すること。

ア 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写し

イ 競争参加者が完了した、同種業務契約書の写し及び検査合格通知等完了したことを証する書類の写し

(3) 提出方法及び提出期間は入札公告のとおり。

(4) 競争参加資格の有無については、令和 8 年 10 月 15 日（木）までに通知する（電子入札方式により参加する場合は電子調達システムにより、紙入札方式により参加する場合は郵送により通知する。）。

5 入札説明書等に対する質問

(1) 本公告に対する質問書の提出期間等

ア 提出期間

本公告日の翌日から開札日の 5 日前まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。令和 8 年 8 月 31 日（月）から令和 8 年 10 月 16 日（金）まで）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

イ 提出場所

〒780-8528 高知県高知市丸ノ内 1-3-30

四国森林管理局総務企画部経理課 担当：企画係

メールアドレス：shikoku_keiri@maff.go.jp

ウ 提出方法

書面（任意様式）を作成の上、原則として電子メールにより提出するものとする。電話による質問は受け付けない。

(2) 質問書の回答方法等

(1) の質問及び回答の写しを、質問書の提出期限日の翌日から起算して 2 日後までに開始し、入札執行日の前日まで四国森林管理局のホームページに掲載する。

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html

6 入札及び開札

(1) 入札の日時、場所等

入札公告のとおり。ただし、入札日時等に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更の日時を通知する。

(2) 開札

開札は、電子調達システムにより行う。

(3) 再度の入札に参加できる者は当初の入札に参加した者とし、再度の入札において、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。第3回目に行う入札についても上記を準用して行う。

なお、入札執行回数は原則2回とし、最高でも3回を限度とする。

(4) 競争参加者は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

7 入札の無効

入札注意書等のとおり。

なお、証明書等を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書等を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書等は落札決定の対象としない。

8 落札者の決定

予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札者注意書に示すとおり、予決令第86条に基づく調査を行うものとする。

9 その他必要な事項

(1) 契約書の作成

別途示す契約書案により契約書を作成するものとする。

(2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(3) 本件調達に関する照会先は、入札公告等に示した入札説明書の問合せ先と同じとする。

(4) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(5) 電子調達システムによる手続開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合で、その旨を記載した書類を提出し、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することはできるものとする。

- (6) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (7) 不明な点は、入札前に問い合わせること。